

別記

地域内バイオマス利活用定着サポート事業 アドバイザー派遣にかかる必要事項

第1 アドバイザー業務

本事業でアドバイザーが行う、バイオマス利活用定着に向けた指導・助言の内容は主に1～3のとおりとする。

- 1 課題抽出、整理（関係者へのヒアリング、指導計画の作成・現場への訪問、課題抽出等）
- 2 関係者への会合、報告会等への出席・助言（課題への助言・提案、資料作成、事例紹介等）
- 3 その他バイオマス利活用定着に関すること。

第2 アドバイザー派遣の条件

- 1 派遣は、要領第4条に定める決定通知の日から当該年度1月末日の期間内とする。
- 2 派遣は、申請者あたり6回を上限とする。
- 3 派遣に際し、会場等が必要となる場合は、事業実施主体が準備する。

第3 対象経費

本事業の対象経費は、県がアドバイザーに支払う以下の経費とする。

経費区分	金額
謝金	大学准教授級 8,000 円/時間 大学教授級 9,000 円/時間
旅費	実費